

重要な形質の見直しについて

食料産業局

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

農林水産省

品種保護制度（種苗法）の概要

新品種の育成者への権利付与を通じて新品種の育成を振興し、農林水産業の発展に寄与

育成者
(新品種)



育成者権

権利の存続期間：
25年（永年性植物は30年）

登録品種の「種苗」、「収穫物」「加工品」を、業として利用する権利を専有。

出願

現地調査

権利付与

農林水産省新事業創出課
種苗審査室
(審査・登録)

(独)種苗管理センター
(栽培試験、Gメン)

権利侵害への対抗措置

民事的救済

差止請求
損害賠償請求
信用回復の措置の請求

刑事罰

個人：10年以下の懲役
及び1000万円以下の罰金
法人：3億円以下の罰金

税関による輸出入の差し止め

利用料

利用許諾

権利侵害

利用者

無断利用者

保護対象植物

〔 種苗法第2条第1項
種苗法施行令第1条 〕

農林水産物の生産のために栽培される**全植物**

- ・種子植物
 - ・しだ類
 - ・せんたい類
 - ・多細胞の藻類
 - ・その他政令で指定された植物(きのこ32種)
- ・UPOV91年条約では、締約国はすべての植物を保護対象とすることが義務付けられている。
(78年条約では24種類以上)

品種登録の要件

(種苗法第3条、第4条)

①区別性(Distinctness)

- 国内外の公然知られた他の品種と重要な形質(形状、色、耐病性等)に係る特性(丸い、赤い、強い等)の全部又は一部によって明確に区別できること

②均一性(Uniformity)

- 同一世代でその重要な形質に係る特性の全部が十分類似していること(播いた種子から同じものができる)

③安定性(Stability)

- 増殖後も重要な形質に係る特性の全部が安定していること(何世代増殖を繰り返しても同じものができる)

④未譲渡性(Novelty)

- 日本国内において出願日から1年遡った日(外国においては、日本での出願日から4年(果樹等の永年性植物は6年)遡った日)より前に出願品種の種苗や収穫物を業として譲渡していないこと

⑤名称の適切性(Suitability of denomination)

- 品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと等。

重要な形質とは

(法第2条第2項、第7項)

1. 重要な形質は、**品種登録の要件である区別性、均一性、安定性の審査に用いられ、品種登録の適否を判定するための重要な要素。**
2. 重要な形質以外の形質で差異があっても区別性は認められない。
3. 我が国では、UPOVの指針に基づき、「重要な形質」を具体化したものを「審査基準」として使用。

○UPOVの特性審査(区別性、均一性、安定性)のための一般指針 ＜特性審査に用いる形質に必要な要件＞

- ①一定の遺伝子型又はその組合せの結果発現するもの
- ②ある環境条件の下で、十分な一貫性と再現性があるもの
- ③品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの
- ④詳細な定義及び認識が可能なもの
- ⑤均一性の要件を満たすもの
- ⑥安定性の要件を満たすもの

重要な形質の見直しについて①(平成20年以降の取組)

平成20年以前の問題点

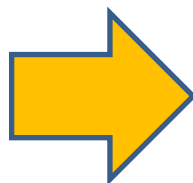
国際標準との調和が不十分

- ・他の国との対象形質の相違
- ・国際標準よりも多い調査項目数
(「重要な形質」の細かな調査項目を審査基準で指定)



○海外から日本への出願、日本から海外への出願にとって不便

○各国との審査結果の相互利用が困難



現在までの取組

UPOVの国際標準に沿った「重要な形質」及び審査基準の作成

○153種類の植物について、UPOVテストガイドラインに準拠し改正

- ・上記の結果、平均調査項目数は60から40に減少

○UPOVテストガイドラインのない130種類の植物についても、UPOVの一般指針の考え方に準拠
(「重要な形質」と調査項目は一致)

重要な形質の見直しについて②(最近の課題)

1. 新規植物の増加

8種類(平成18～20年度平均) → 18種類(平成23～25年度平均)



・重要な形質に係る区分の新設

24年度	11種類
25年度	19種類
26年度(諮問)	18種類

・既存の区分(属等)に含まれる新たな種の出願に対応した「重要な形質」の改正

2. その他

- ・新しい形質への対応 新たに育種目標とされるようになった形質等
- ・UPOVテストガイドラインへの準拠後に、日本特有の要因に起因する特性の評価が必要な場合への対応
- ・既存の形質について、より詳細な評価が必要な場合の対応(形質の細分化等)
- ・過去の審査実績が少ない植物について、出願品種の増加に対応した評価項目の拡充

※ 平成20年以降の取組は継続

今回の諮問における重要な形質の見直しの考え方

1. 区分を新設するもの

新規出願植物について、新たに重要な形質を指定（18種類）

2. UPOVテストガイドラインへの準拠等により改正するもの（3種類）

- ・審査基準の国際調和を進めるため、UPOVテストガイドラインに準拠して改正（2種類）
- ・対象植物の範囲がやや異なる UPOVテストガイドラインを参考とし、審査の運用の結果を踏まえ改正（1種類）

3. 審査の運用の結果等により改正するもの（6種類）

- ・既存の区分(属)に含まれる新たな種の出願等に対応して改正（2種類）
- ・新しい品種グループや新しい特性を持った品種の出願に対応して改正（2種類）
- ・審査実績を踏まえ、UPOVの一般指針に沿って形質を整理し改正（2種類）

重要な形質の見直しの考え方

我が国の審査基準

621種類 → 639種類

411種類 → 429種類

我が国の審査基準、
UPOV・TGが共に作成済み
210種類

UPOV・TG

303種類

93種類

2. UPOV・TGへの準拠等
により改正 3種類

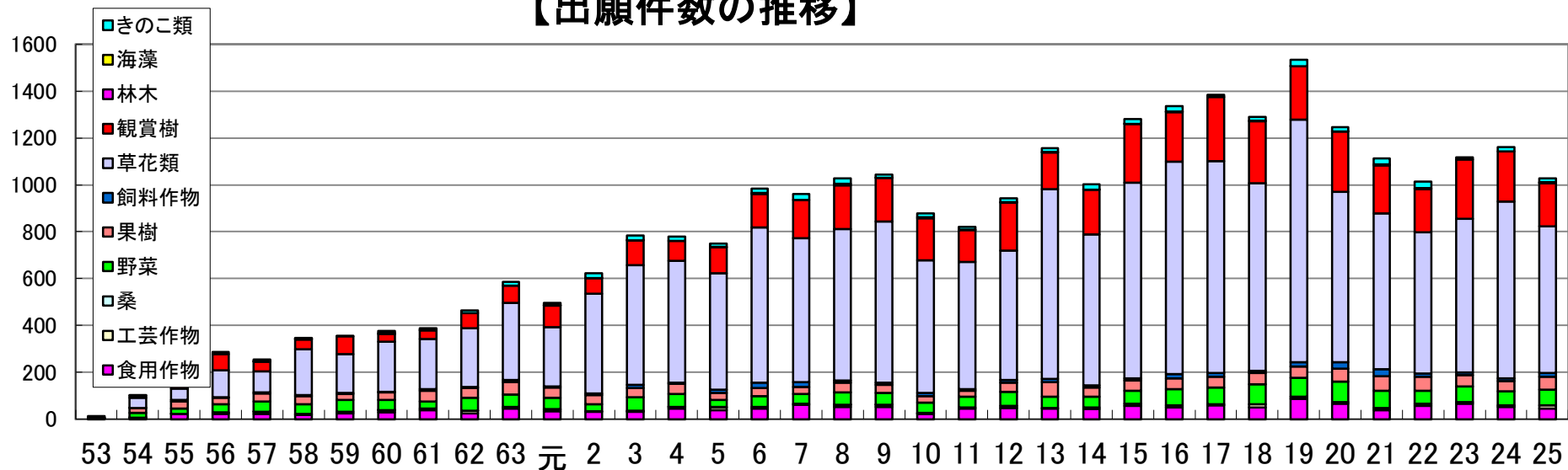
UPOV・TG整合済み
153種類 → 156種類

3. 審査の運用の結果等
により改正 6種類

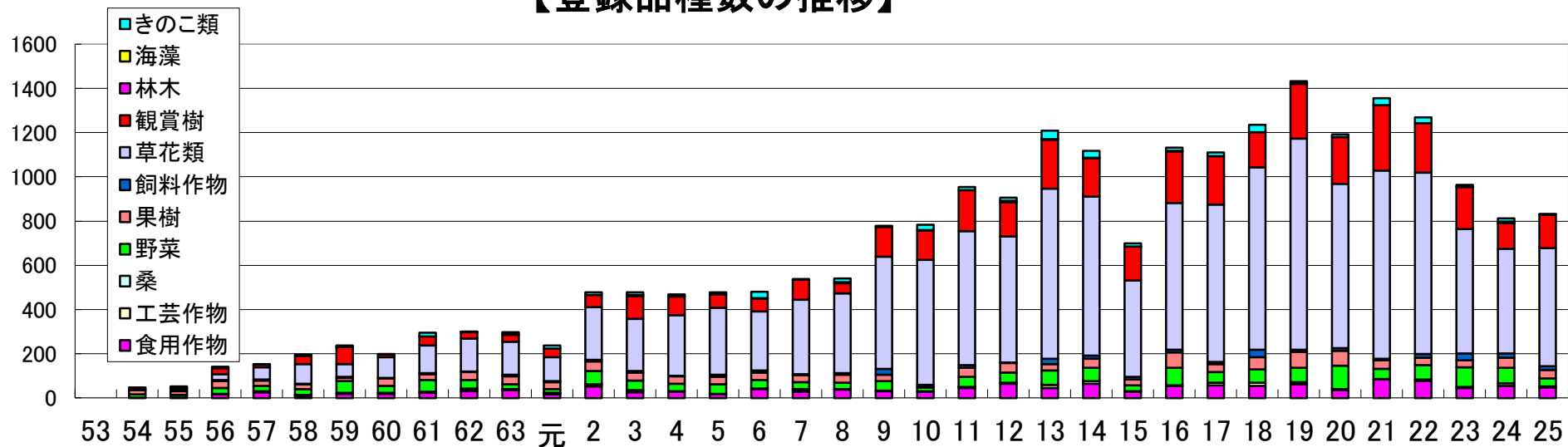
1. 区分の新設
18種類

新品種の出願・登録の状況

【出願件数の推移】



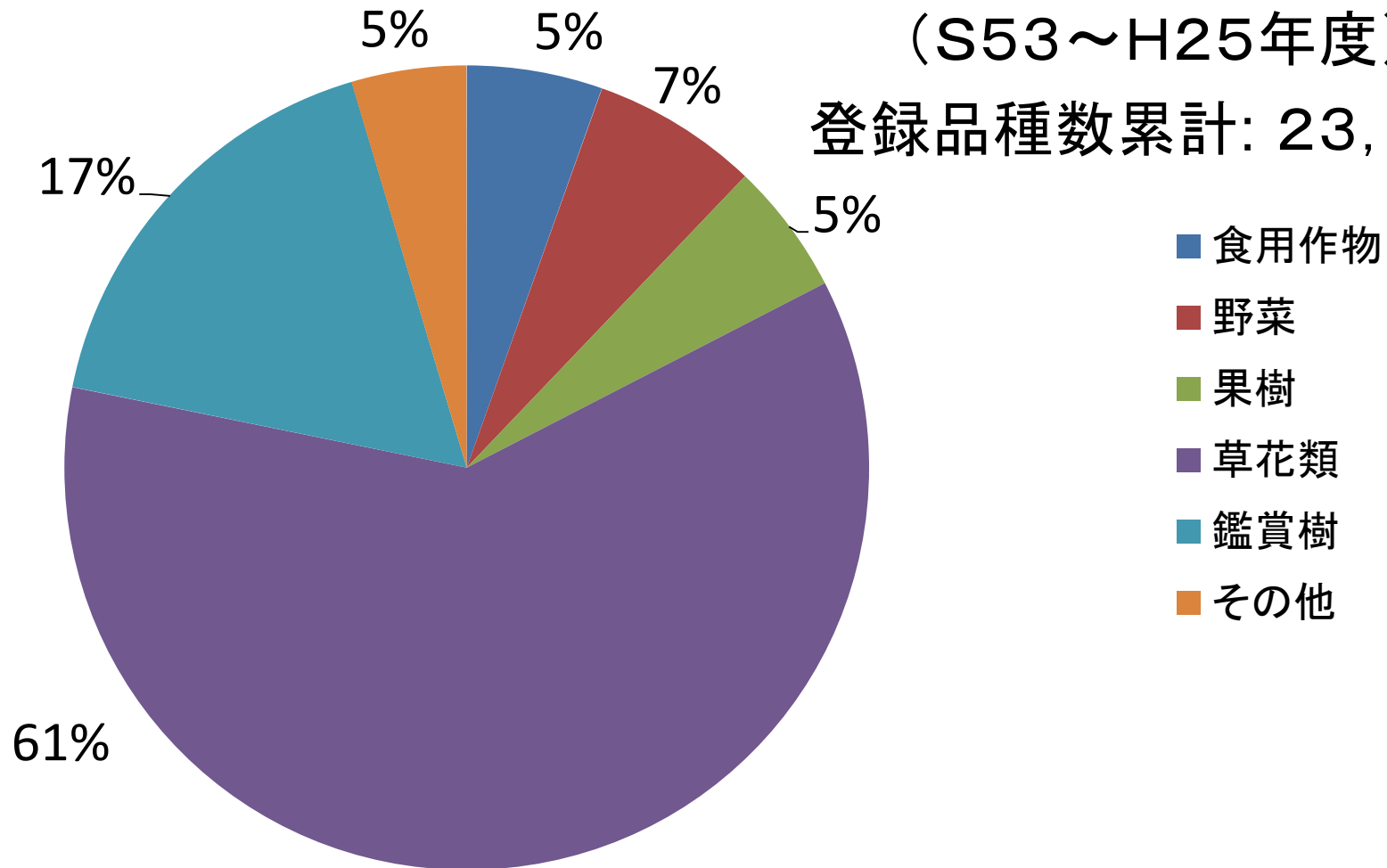
【登録品種数の推移】



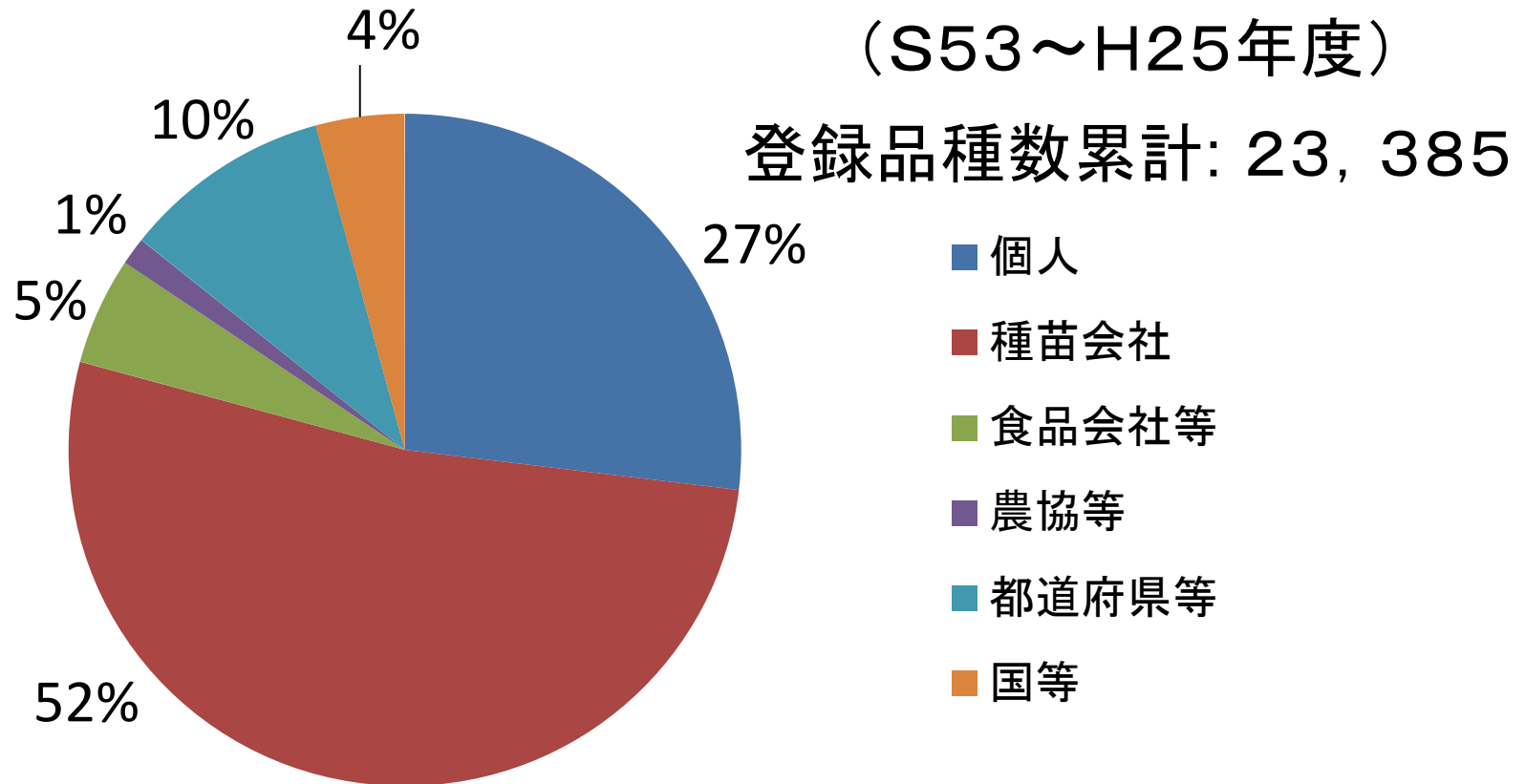
作物分野別の登録割合

(S53～H25年度)

登録品種数累計: 23,385



出願者の業種別内訳



注:①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。

②食品会社等は、その他業種の会社を含む。

③都道府県等は、市町村、公立学校を含む。

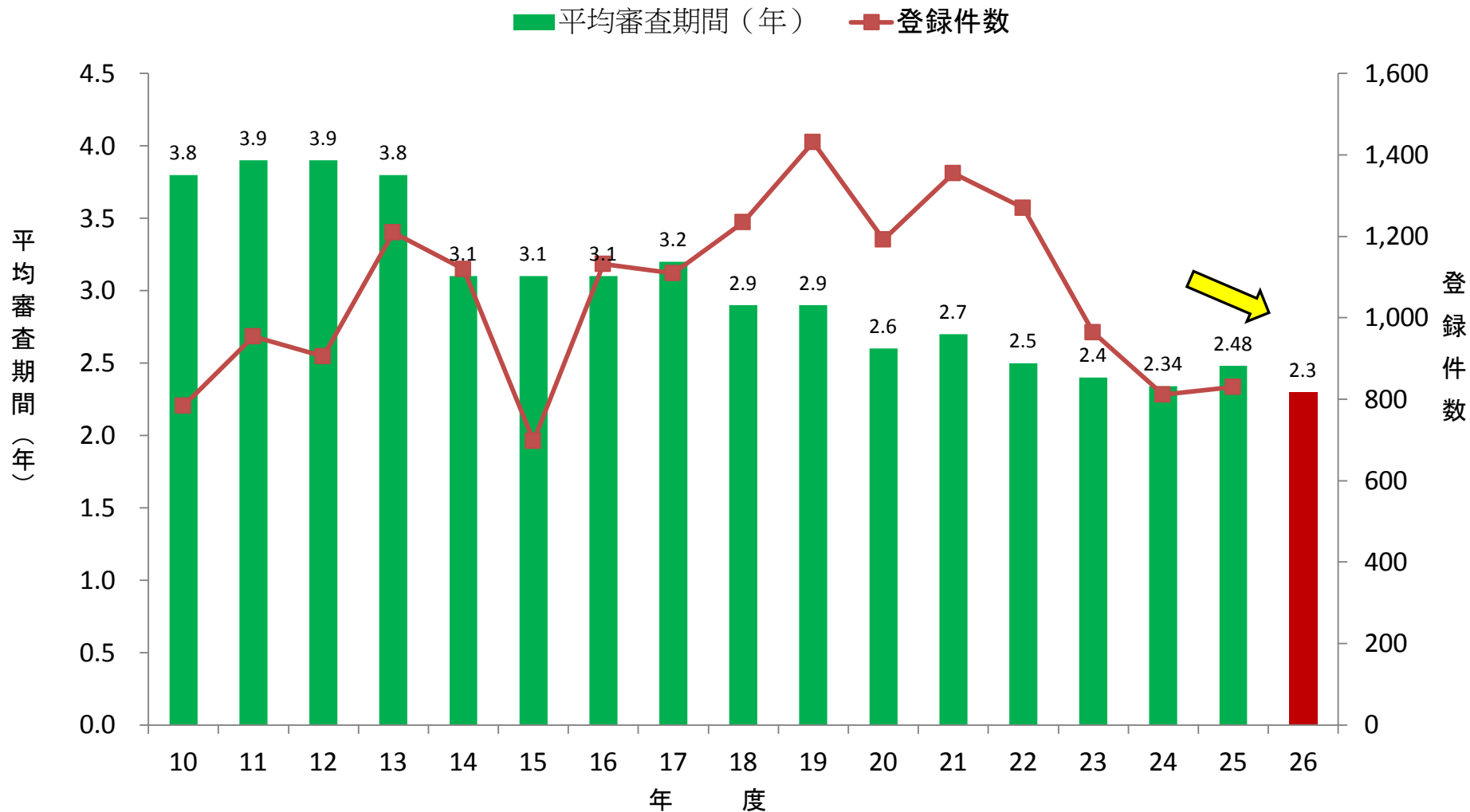
④国等は、国立学校法人、独立行政法人を含む。

作物分野別・業種別の内訳

(S53～H25年度)

	個人	種苗会社	食品会社等	農協	都道府県	国	合 計
花き・観賞樹	5,384	11,162	623	185	753	121	18,228(78%)
食用作物	89	43	101	19	659	364	1,275(5%)
野菜	231	539	217	39	413	124	1,563(7%)
果樹	531	175	37	51	293	152	1,239(5%)
その他	54	320	228	15	225	238	1,080(5%)
合 計	6,289 (27%)	12,239 (52%)	1,206 (5%)	309 (1%)	2,343 (10%)	999 (4%)	23,385(100%)

平均審査期間の推移



政策目標：26年度に平均2.3年に短縮

UPOV(ユポフ)条約について

正式名称: 植物の新品種の保護に関する国際条約(1968年発効)

内 容: 植物の新品種の保護に関する国際的枠組を規定

- ・締約国は、条約の枠組みに沿って国内制度を整備
- ・91年条約の締約国は、10年以内に全植物を保護対象とする義務

締 約 国: 現在72カ国・機関(EU、OAPI※を含む)
(WTO加盟国は153カ国)

※アフリカ知的財産機関(17カ国で構成)

組織体制:

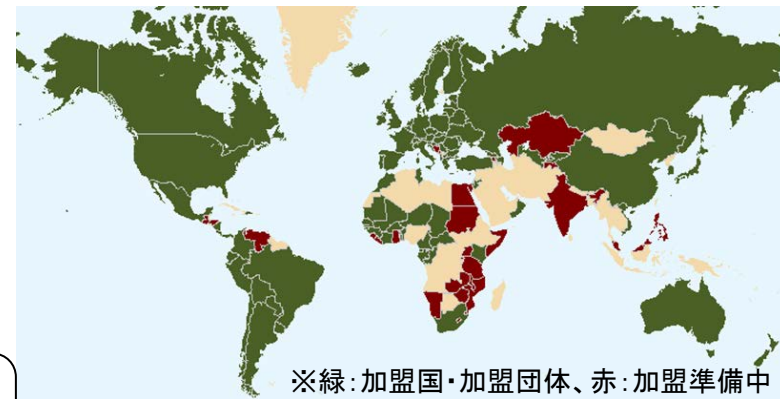
理事会(C) 評議会(CC)

管理法律委員会(CAJ)

技術委員会(TC)

技術作業部会

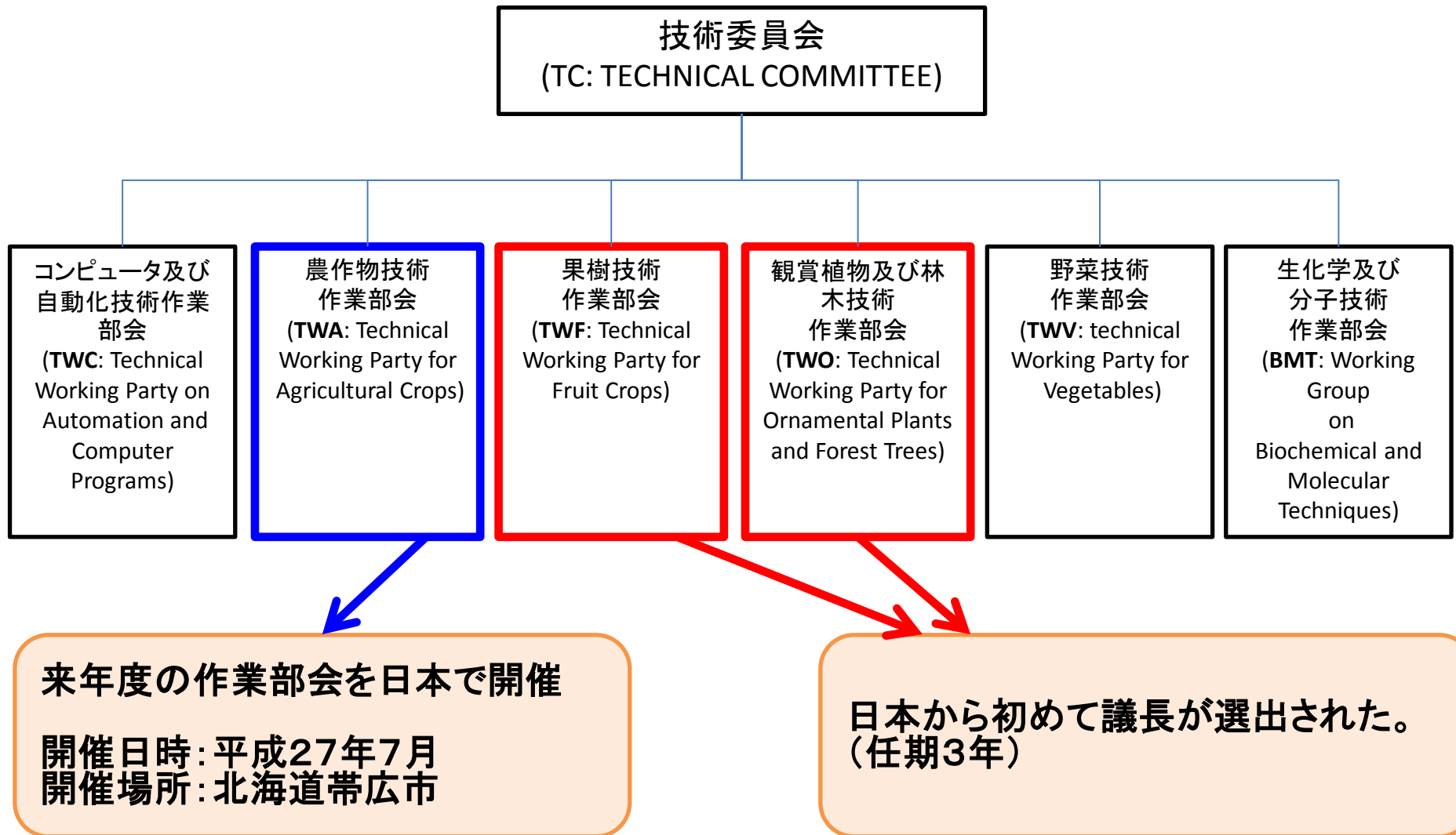
- ・農作物(TWA)
- ・果樹(TWF)
- ・観賞植物及び林木(TWO)
- ・野菜(TWV)
- ・コンピュータ及び自動化(TWC)
- ・生化学及び分子技術(BMT)



※緑: 加盟国・加盟団体、赤: 加盟準備中

各国の審査官等がテスト
ガイドラインを検討

UPOV(ユポフ)技術作業部会について





UPOV加盟国における出願・登録の状況

2013年におけるUPOV加盟国のうち、上位10カ国

出 願

順位	国	出願数	全体に対する割合
①	EU	3296	22%
②	アメリカ	1889	13%
③	ウクライナ	1544	10%
④	中国	1510	10%
⑤	日本	1054	7%
⑥	オランダ	747	5%
⑦	韓国	599	4%
⑧	ロシア	555	4%
⑨	オーストラリア	330	2%
⑩	ブラジル	326	2%
:			
	UPOV合計	14788	100%

登 録

順位	国	登録数	全体に対する割合
①	EU	2706	27%
②	アメリカ	1859	18%
③	日本	752	7%
④	オランダ	586	6%
⑤	韓国	459	5%
⑥	ロシア	458	5%
⑦	中国	296	3%
⑧	ブラジル	273	3%
⑨	ウクライナ	268	3%
⑩	南アフリカ	255	3%
:			
	UPOV合計	10052	100%

存続中の権利

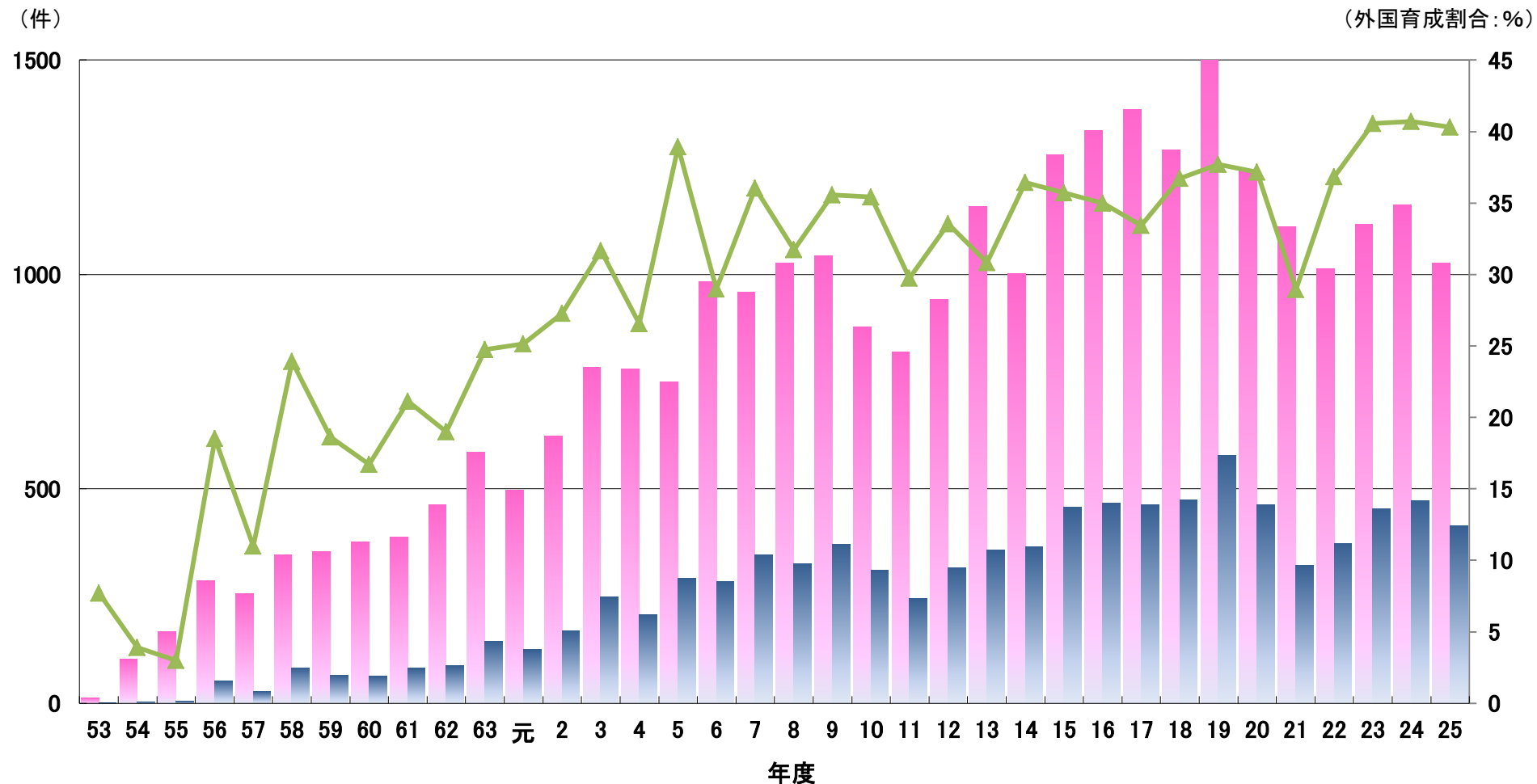
順位	国	存続中の権利数	全体に対する割合
①	EU	21577	21%
②	アメリカ	21041	20%
③	日本	8048	8%
④	オランダ	6876	7%
⑤	ウクライナ	4716	5%
⑥	ロシア	4150	4%
⑦	韓国	3757	4%
⑧	中国	3487	3%
⑨	南アフリカ	2607	3%
⑩	オーストラリア	2471	2%
:			
	UPOV合計	103261	100%

出典:UPOV理事会資料

注:EU(27カ国)は域内共通の品種保護制度を有する。



海外からの出願状況



(25年度)

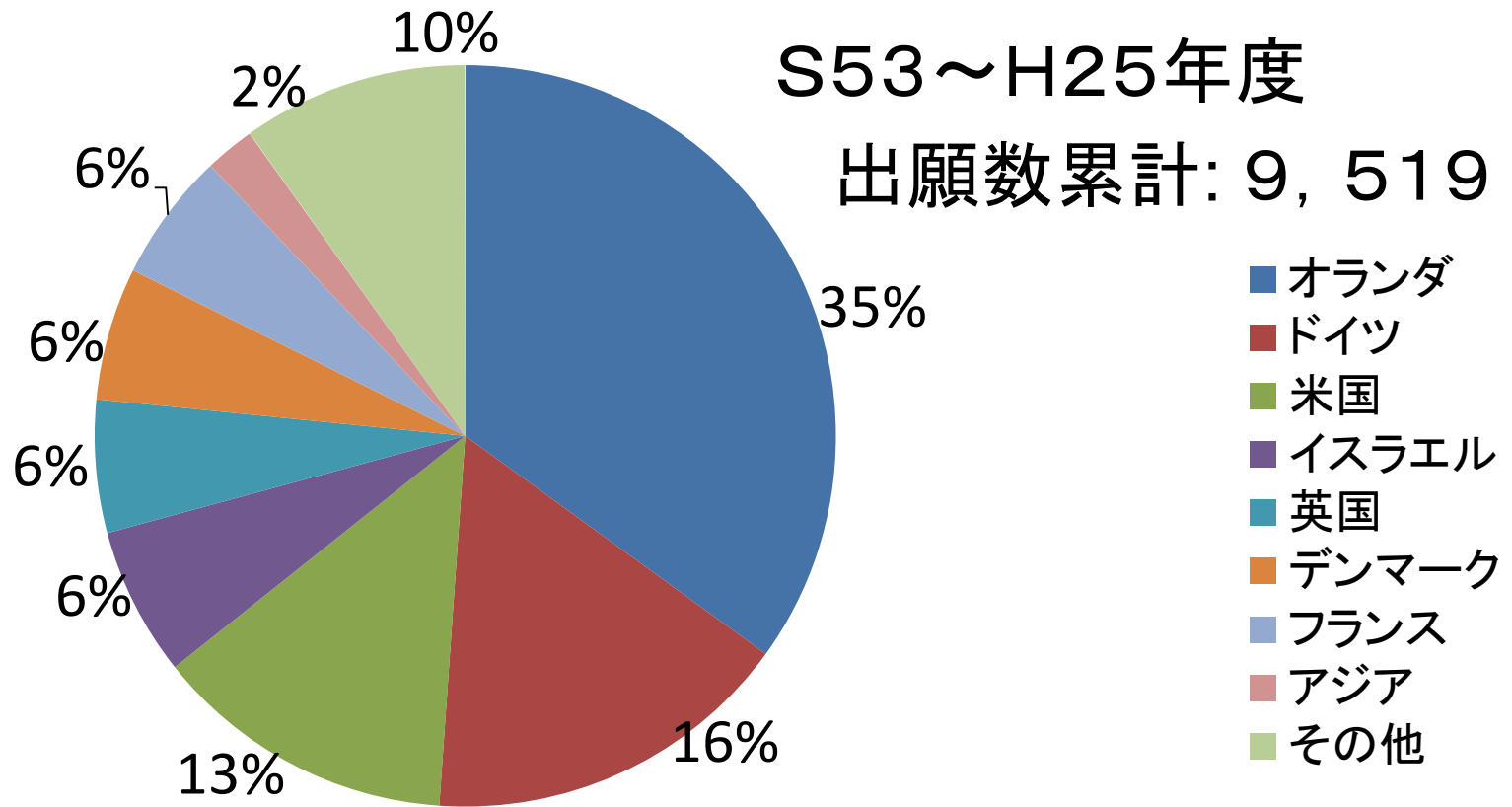
出願合計: 1, 027

うち外国育成: 414 (40%)

外国育成品種の出願状況

S53～H25年度

出願数累計: 9, 519



21年度

①オランダ 105
②ドイツ 80
③米国 30

総数 463

22年度

①オランダ 138
②米国 44
③ドイツ 34

総数 322

23年度

①オランダ 143
②米国 80
③ドイツ 59

総数 373

24年度

①オランダ 156
②ドイツ 84
③米国 82

総数 451

25年度

①オランダ 144
②米国 59
③ドイツ 50

総数 414

海外審査機関との審査協力の推進

- 審査の効率化に向け、品種登録の審査報告書の相互利用を進めるため、外国の審査当局との間で審査協力に関する覚書等を締結
- これまで、英国(H9)、ドイツ(H9)、オランダ(H9)、イスラエル(H10)、NZ(H12)、EU(H18)及びベトナム(H19)との間で、覚書等を締結

(参考)EUとの審査協力

- 農林水産省生産局(当時)は、欧州品種庁との間で審査協力協定を締結し、審査基準及び栽培試験方法等の調和を図っているところ。

審査報告書の購入実績

- 平成26年11月末現在、85件の審査報告書を購入。
- 植物種類
カリブラコア 22件、カランコエ 19件、キク 18件、ペチュニア 7件、バラ 5件

国際審査協力推進特性比較調査委託事業

審査結果報告書の購入

平成27年度予算概算要求額 8百万円

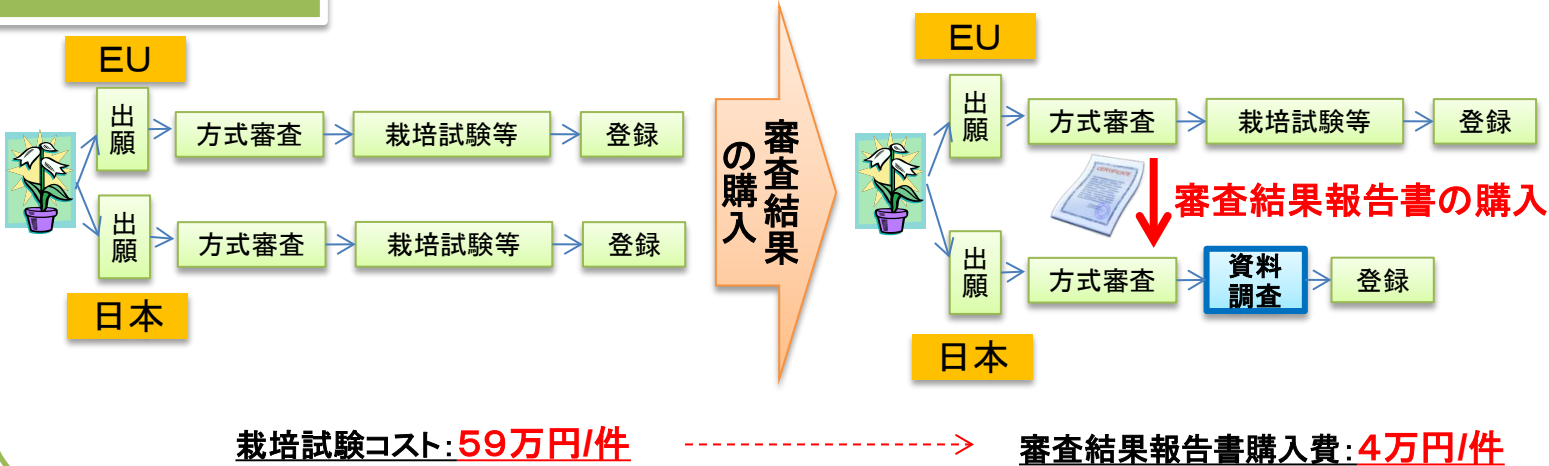
購入のメリット

審査の効率化

審査費用の削減

審査件数の増加

早期の権利付与



購入の問題点

品種によっては・・

日本

同一品種

カナダ



発現する特性が異なる

適正な審査ができないおそれ

問題への対応

事業の目的・概要

EUでの登録特性と日本での発現特性との相違の傾向や程度を分析

EUでの審査結果を基にした資料調査が可能と判断した植物・タイプについて、**審査結果の購入を推進**

花きの振興に関する法律が成立しました

平成26年法律第102号
平成26年6月27日公布

花き産業と花きの文化の振興を図るため、平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法により「花きの振興に関する法律」が成立し、6月27日に公布されました。

この法律は、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的としています。



花きの振興に関する法律の概要

背景

- 世界に広がる国産の花き
- 花き産業への多くの新規参入者
- 輸入切り花の増大
- 花き需要の減少

必要性

『農林水産業・地域の活力創造プラン』
⇒ 農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増

課題

国際競争力の強化
「国産シェアの奪還」と
「輸出の拡大」

法律

1. 目的

花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現

2. 定義

「花き」: 観賞の用に供される植物

「花き産業」: 花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業

3. 基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本方針を策定
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化

4. 国及び地方公共団体の施策

【花き産業に対する施策】

- 生産者の経営の安定(6条)
- 生産性及び品質の向上の促進(7条)
- 加工及び流通の高度化(8条)
- 鮮度保持の重要性への留意(9条)
- 輸出の促進(10条)
- 種苗法の特例(13条)
- 研究開発の推進(15条)

【花き文化に対する施策】

- 公共施設における花きの活用の推進等(16条1項)
- いわゆる「花育」の推進(16条2項)
- 日常生活における花きの活用の推進等(16条3項)

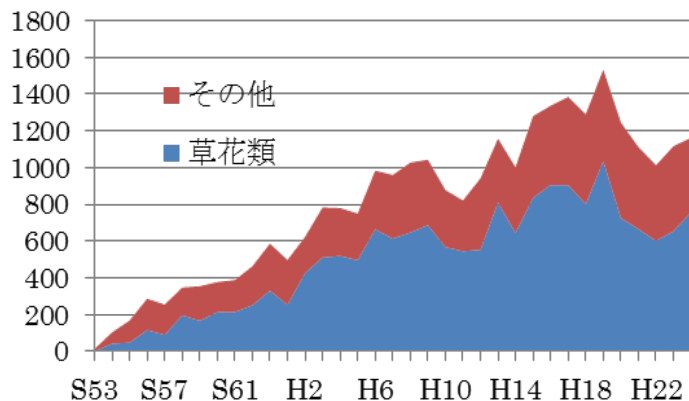
【その他の施策】

- 博覧会の開催等(17条)
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰(18条)
- 振興計画の円滑な実施に向けた国の援助(19条)
- 花き活用推進会議の設置(20条)

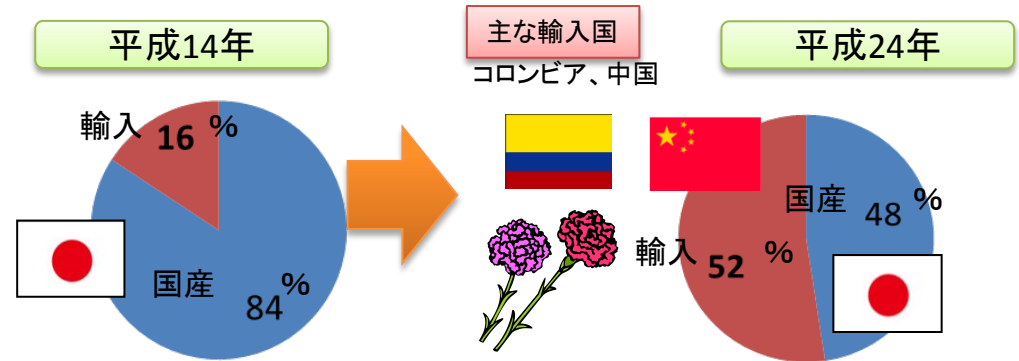
種苗法の特例①

- 花きは極めて育種が盛んで、種苗法に基づく出願全体の6割が草花類。うち個人育種家や民間の種苗会社によるものが9割。毎年2～3千もの新品種が市場に登場するなど、品種数は世界有数。
- 他方、キク、バラ、カーネーション等切り花の輸入が増加傾向。また、近年花き輸出も増加傾向。
- 「国産シェアの奪還」と「輸出拡大」のためには、**我が国花き産業の国際競争力の強化に資する新品種の育成を加速化させることが必要。**

品種登録出願件数の推移(年度)



カーネーションの自給率の推移(本数ベース)



種苗法の特例②

種苗法特例の適用対象及び具体的な支援策

○ 農林水産大臣の認定を受けた研究開発事業計画の成果として育成された品種に種苗法の特例を適用。具体的には、**耐病性や高温耐性、日持ち性を有する等、国際競争力の強化に資する新品種の育成**に対し、「農林漁業バイオ燃料法」と同様に、**出願料及び登録料(1～6年目)を4分の3軽減**することを想定。

「農林漁業バイオ燃料法」における種苗法の特例

区分	通常	特例措置
出願料	47,200円	11,800円
登録料		
第1～3年	6,000円/年	1,500円/年
第4～6年	9,000円/年	2,250円/年
第7～9年	18,000円/年	—
第10～30年	36,000円/年	—

種苗法特例の適用対象となる新品種の育成(イメージ)



灰色かび病に対する抵抗性を持ち、夏場の高温・多湿化でも輸出可能となるスイートピーの新品種



高温耐性を持ち、夏場の需要期に合わせた安定供給が可能となるキクの新品種